

○山梨県警察探偵業関係事務取扱要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲 (生企許) 第 2 0 6 号 〕

(概要)

この要領は、探偵業の業務の適正化に関する法律、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び山梨県公安委員会事務専決規程に基づき、探偵業に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めたものである。